

全国障害者スポーツ大会 荒天時等対応要領

I 大会の対応

1 大会日程の変更について

台風等の影響により大会日程を変更する(競技会の中止を含む。)必要がある場合及びそのおそれのある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

(1) 変更を検討する条件

変更を検討する条件は、以下のいずれかに該当する場合又は該当する事案が発生するおそれがある場合とする。

- ① 大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- ② 競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- ③ 参加都道府県、指定都市選手団が会場に集合できない場合。
- ④ 開催地都道府県又は開催地区市町村が災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。
- ⑤ 全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令され安全確保ができない場合。
- ⑥ 国内の広範囲に及び大規模な災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。

(2) 変更の基本方針

- ① 大会会期の移動は不可とする(開始日の前倒し及び最終日の順延は不可)。
- ② 大会会期の短縮は可とする。
- ③ 大会会期において各競技日程(開始・終了時刻、試合数、実施会場等)を変更することは可とする。
ただし、大会最終日の終了時刻は、原則として当初の終了予定時刻より遅い時刻には変更しない。

(3) 変更のパターン

原則として以下の①～③の変更とする。

- ① 競技開始日・競技開始時刻を遅らせる又は競技開始時刻を前倒しする(天候が回復するのを待つて競技を実施する場合や台風接近前に競技を実施する場合等。ただし、全試合消化できないまま、競技会を終える場合も含む。)
- ② 競技日程・種目の一部を中止する(実施予定日の競技種目のみ実施しない場合等)。
- ③ 全日程を中止する(台風接近等により競技開始前に競技施設を撤去し、競技期間内に再設営ができない場合等)。

(4) 選手団の会場地入りに支障がでると想定される場合の対応

原則として、全都道府県・指定都市選手団が会場入りしてから競技会を開始する。ただし、会場地入りが遅れる選手団の状況を勘案し、関係者間[日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、開催地区市町村、当該競技運営主管団体及び当該選手団以外の選手団]の合意の上、全都道府県・指定都市選手団が揃っていない場合においても、競技会を開始できるものとする。

(5) 選手団の帰路における移動に支障がでると想定される場合の対応

競技を終了した選手団が交通機関の運航(運行)している間に帰路につけるよう、競技の開始・終了時刻を変更する等の対応を行い、可能な限り選手の移動に配慮する。

2 競技会の全日程を終了できなかった場合の成績・順位の取扱い

天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、以下の判断基準により、当該競技運営主管団体と開催地都道府県及び開催地区市町村が協議し、順位を決定する。

(1) 個人競技

- ① 競技が中止となる前までの成績は、正式な記録として取扱う。

- ② 天候その他の事情により一時中止となり、競技日程、時間の変更で対応ができなかった競技・種目の順位は決定しない。

(2) 団体競技

- ① 競技が中止となる前までの成績で判断し、順位を決定する。
決勝が実施できなかった場合は、決勝に進出した 2 チームを 1 位とする。
- ② 競技運営上支障がある場合には、2 チームを 3 位とし、3 位決定戦を行わなくても良い。
(大会開催基準要綱細則 1-(2)②に基づく)
- ③ 準決勝が終了しない場合は、順位は空位とし、確定しない。

3 変更の決定手順

(1) 競技ごとに変更を決定する場合

- ① 天候、交通機関の状況等を勘察し、当該競技運営主管団体、開催地都道府県及び開催地区市町村において協議を行い、対応案を作成する。
- ② 開催地都道府県は、他の競技においても同様に対応案の作成が必要と判断した際は、関連する競技に係る競技運営主管団体及び開催地区市町村とも協議を行う。
- ③ 開催地主催者は、①、②を踏まえ、中央主催者と協議の上、変更を決定する。

(2) 大会全日程の中止を決定する場合

- ① 開催地主催者において、全日程の中止を検討する。なお、大会開催時まで全日程の中止を検討する場合、開会式の3日前まで及びその他必要な時期に、開催地主催者において検討する。
- ② 最終決定は、開催地主催者が中央主催者と協議の上、大会会長が判断する。

4 その他

- (1) 競技会の実施にあたっては、宿舍から競技会場間及び競技会場周辺の交通機関の状況等、大会関係者及び観覧者の安全が十分に確保されていることを確認すること。
- (2) 競技会の開始・終了時刻の変更にあたっては、係員・補助員等の対応についても、十分に配慮すること。
- (3) 競技会終了後、予定していた日程で帰路につけない選手団が出た場合、開催地都道府県において、宿舍の確保に配慮すること。
- (4) 開催地都道府県は、大会ホームページ等を活用し、可能な限り検討状況及び変更の結果を公表すること。

II 開閉会式における態度決定

開閉会式の実施態度については、開催地都道府県において、前日に仮決定を行い、当日の午前 5 時に本決定を行う。

III 緊急事案発生時の対応に係る文書の整備

大会期間中に緊急事案が発生した場合における対応については、開催地都道府県において、事前に対応要領等を整備するよう努めることとする。

付則

- 1 令和 2 年3月4日 制定
- 2 この荒天時等対応要領は令和 2 年に開催される第 20 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 3 協会名称の変更に伴い表記を整理した。令和 4 年 4 月 1 日から施行